

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	【規則】 （県例規集登載）	循環型社会推進課		○ 飼料試験結果の公表	
○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正	【告示】 （県例規集登載）	保健福祉課		○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
○ 特定施設の設置許可申請	（県例規集登載）	環境管理課		〃	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定		〃			
○ 知事指定薬物の指定の失効		医薬安全課			
○ 保安林の指定施業要件の変更予定		治山課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 落札者等の決定	【公告】	情報政策課			
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧		経営支援課			
			〃	畜産課 建築指導課	担当課（室）

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三新エネルギー・温暖化対策室の部１の項１中「第20条第2項」を「第19条第2項」に改め、同頁2中「第20条の3第1項」を「第21条第1項」に改め、同頁3中「第20条の3第3項」を「第21条第3項」に改め、同頁4中「第23条第1項」を「第37条第1項」に改め、同頁5中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改め、同頁6中「第24条第4項」を「第38条第4項」に改め、同頁7中「第24条第5項」を「第38条第5項」に改め、同頁9中「第24条第4項」

別表第三循環型社会推進課の部1の項1及び2並びに同項3(1)、(2)、(5)、(7)、(8)、(10)、(13)及び(15)中「処理」を「受理」に改め、同項5(2)中「の届出の処理(第8条)」を「並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの届出の受理(第8条第1項、第15条、第19条)」に改め、同5(6)中「の収去(第18条第1項)」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある物の収去(第19条、第25条第1項)」に改め、同(6)を同5(12)とし、同5(5)中「第17条」を「第19条、第24条」に改め、同(5)を同5(11)とし、同5(4)を同5(3)中「事業者」や「保管事業者及び所有事業者」並びに「処理(第12条第2項)」を「受理(第16条第2項、第19条)」に改め、同(3)を同5(10)とし、同5(2)の次に次のように加える。

(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の終了の届出の受理（第10条第2項、第15条、第19条）							☐ 県民局長	
(4) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間の特例に係る届出の受理（第10条第3項第2号、第18条第2項第2号）							☐ 県民局長	
(5) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間の特例に係る変更の届出の受理（第10							☐ 県民局長	

別表第三循環型社会推進課の部 9 の項 4 中「、第 43 条、第 44 条、」を「、第 43 条、第 44 条、」に改め、同項 9 中「、第 54 条、第 55 条、」を「、第 54 条、第 55 条、」に改め、同項 10 中「処理」を「受理」に、「、第 59 条」を「、第 59 条、」に改め、同項 15 中「処理」を「受理」に、「、第 64 条」を「、第 64 条」に改め、同項 17 中「、第 68 条、第 69 条、」を「、第 68 条、第 69 条、」に改め、同項 18 中「処理」を「受理」に、「第 72 条」を「、第 72 条」に改め、同項 20 中「処理」を「受理」に改め、同項 21 中「、移動報告、照会の申し出」を「、移動報告、照会の申し出」に改め、同項 25 中「処理」を「受理」に改め、同項 27 中「、第 131 条」を「、第 131 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百八十七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別表保健福祉部の部保健福祉課の項12中「第39条」の次に「，社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで」を加え、同項13中「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条の規定による改正後の」を加え、「第40条第2項第5号」を「第40条第2項第2号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 N T N株式会社

住 所 大阪府大阪市西区京町堀一丁目3番地17号

氏 名 代表取締役社長 大久保博司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 N T N株式会社自動車事業本部岡山製作所

所在地 備前市島田500番地の1

平成 2 8 年 9 月 9 日 岡山県公報 第 1 1 8 2 0 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（67）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（3）	
能 力		6,000個／日 （1日＝24時間稼働） （対象部品：3 S－H ／B ハブ輪）		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後2日		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通常 の量及び最大の 量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0	0.05	同左	
	p H	8.9～9.8	8.5～10.2		
	B O D（mg／ℓ）	530	530		
	C O D（mg／ℓ）	3,410	3,410		
	S S（mg／ℓ）	1,000	1,000		
	油 分（mg／ℓ）	8,690	8,690		
	T－N（mg／ℓ）	275	275		
	T－P（mg／ℓ）	0.6	0.6		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	0	0		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

平成 2 8 年 9 月 9 日 岡山県公報 第 1 1 8 2 0 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年9月9日から同月30日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第四百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市川崎字川原四四三番一の一部、四四五番二の一部、四四五番八の一部、四四五番二三の一部、津山市川崎字川瀬四五八番六の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十八年四月二十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第四百九十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 エチル―ニ―「―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート（通称名EMB―FUBINACA）及びその塩類

2 N―（―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―ニ―イル）――（シクロヘキシルメチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名APP―CHMINACA、PX―三）及びその塩類

3 三―メトキシ―ニ―（メチルアミノ）――（四―メチルフェニル）プロパン――オン（通称名Mexedrone、四―MMC―OMe）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十八年九月三日

◎岡山県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年9月9日 岡山県公報 第11820号

〔三八七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県インターネット接続系端末環境導入及び運用保守業務 一式

二 借入期間

平成二十八年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年八月三十一日

五 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

岡山市北区磨屋町一番六号

六 落札金額

一月当たり三、八七一、五一三円（うち消費税額及び地方消費税の額二八六、七七
九円）

七 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年七月十五日

〔三八八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ケーズデンキ津山店
所在地 津山市川崎五一六番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 オリックス株式会社
住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号
代表者の氏名 代表執行役 井上 亮
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ビッグ・エス
住所 香川県高松市多肥上町一二一〇番地
代表者の氏名 代表取締役 岡田 達也
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年四月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千五百四十平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 二百二台
(2) 駐輪場の収容台数 五十四台
(3) 荷さばき施設の面積 六十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十七立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

平成28年9月9日 岡山県公報 第11820号

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十八年八月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔三八九〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十八年七月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成28年9月9日 岡山県公報 第11820号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
日本農産工業（株）水島工場 岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同 左	ノーサン印肉用牛肥育用配合飼料 Eビーフ後期	平成28年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
西日本飼料（株） 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同 左	おからくセレクト75	平成28年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
日清オイリオグループ株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地	同 左	IP脱脂大豆	平成28年6月	粗たん白質，粗繊維	無
中国物産株式会社笠岡工場 岡山県笠岡市笠岡2369番地29	同 左	和牛繁殖マッシュ	平成28年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
JA西日本くみあい飼料（株）水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地	同 左	くみあい配合飼料 繁殖用連産さらさら	平成28年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
中部飼料（株）水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番3	同 左	マル中印幼令牛育成用配合飼料 αグリーン育成	平成28年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
加藤製油株式会社岡山工場 岡山県玉野市築港五丁目8番1号	同 左	カトウ配合飼料 ルミノ	平成28年6月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無
加藤製油株式会社岡山工場 岡山県玉野市築港五丁目8番1号	同 左	脱脂大豆	平成28年6月	粗たん白質，粗繊維	無
フタバ飼料株式会社 岡山県岡山市東区瀬戸町万富1057番地1	同 左	子牛前期	平成28年7月	粗たん白質，粗脂肪，粗繊維， 粗灰分，カルシウム，りん， TDN	無

〔三九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一四一五、一一四一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二五四一グリーンノートD一〇八

田中 陽次

三 許可番号

岡山県指令建指第九六号

〔三九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年九月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上原字亀尻一七九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原七三雇用促進事業団宿舍四―五〇七

藤原 克紀

藤原 洋美

三 許可番号

岡山県指令建指第一一九号